

## 消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

## 1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
旭消防署	消防吏員	50代	戒告

## 2 事案の概要

被処分者は、令和6年6月17日（月）午後2時55分頃、救急活動の支援にあたっていたところ、傷病者が道路へ出ようとしたことに危険を感じ、制止するために引き留めた際、振りほどこうとした傷病者の顔を平手で叩きました。

## 3 管理監督者処分

部長級1名【厳重注意】

課長級2名【厳重注意】

4 ひらなか たかし  
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により市民の皆様の信頼を損ねたことを、深くお詫び申し上げます。

市民の安全・安心を守るべき消防職員として、あってはならない行為であり、再発防止に組織を挙げて取り組んでまいります。

## お問合せ先

消防局人事課人材育成・監察担当課長 長谷川 徹 Tel 045-334-6547